

平成19年 No.56

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

改正理由

学生キャリア支援センターの設置及び共同研究経費の間接経費の導入にあたり、
所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年12月 5 日 役員会 審議承認

平成19年12月 5 日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成19年12月6日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成19年規程第34号

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）の一部につ
いて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

改正理由： 学生キャリア支援センターの設置及び共同研究経費の間接経費の導入にあたり、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義) 第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>学生キャリア支援センター及び大学院連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(経費の負担) 第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を負担する。</p> <p>2 共同研究機関は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費及び消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）<u>並びに当該研究遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合計額</u>を負担するものとする。</p> <p>3 <u>前項に規定する間接経費は、直接経費の5パーセントに相当する額とする。</u></p> <p>4 本学は、<u>第2項の規定にかかわらず</u>、予算の範囲において、前項の直接経費の一部を負担することができる。</p> <p>5 共同研究機関は、その負担する<u>直接経費及び間接経費</u>を共同研究契約の締結後、直ちに納付するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、平成19年12月6日から施行し、平成19年10月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(用語の定義) 第2条 〔省略〕</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各学系、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター及び<u>連合学校教育学研究科</u>をいう。</p> <p>3～7 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(経費の負担) 第8条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費を負担する。</p> <p>2 共同研究機関は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費及び消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。</p> <p>3 本学は、<u>前項の規定にかかわらず</u>、予算の範囲において、前項の直接経費の一部を負担することができる。</p> <p>4 共同研究機関は、その負担する直接経費を共同研究契約の締結後、直ちに納付するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>